

「第二次児童ポルノ排除総合対策」取組状況(平成25年5月～平成26年4月)

平成26年6月17日児童ポルノ排除対策WT

| 項目 | 関係省庁 | 取組内容 | 施策名等 | 実施状況(予算要求を含む。) | 実施府省庁 |
|------------------------------|--------------------|--|------------------------------|--|-------|
| 1 児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進 | | | | | |
| ① 協議会の開催 | 内閣府 | 児童ポルノの排除に向けた国民運動を官民一体となって推進するため、関係府省庁、教育関係団体、医療関係団体、事業者団体、NPO等で構成する協議会を開催し、国民運動の推進方針について協議するとともに、相互の情報を交換して連携・協力を推進する。 | ○児童ポルノ排除対策推進協議会の開催 | ・平成25年11月28日に第4回「児童ポルノ排除対策推進協議会」を開催。 | 内閣府 |
| ② 国民運動の効果的な推進 | 内閣府 警察庁 法務省等 | 児童ポルノを排除するため、国民の理解を深めるための公開シンポジウムを開催するなどして国民運動の効果的な推進を図る。また、地方公共団体やNGO等関係団体が主催する児童ポルノ排除に向けた取組を積極的に支援する。 さらに、法務省の人権擁護機関において、「子どもの人権を守る」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、1年を通して全国各地で、児童ポルノ問題を含む子どもの人権問題について、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施する。 | ○公開シンポジウムの開催 | ・平成25年11月28日、国民運動の推進を目的として、公開シンポジウムを開催。その際、情報通信関連団体代表理事による児童ポルノ画像の流通・閲覧防止に向けた民間の自主的な取組に関する基調講演の後、「児童ポルノの流通・閲覧防止の強化」をテーマに、警察や被害者支援団体、情報・通信企業の担当者によるパネルディスカッションを実施。 (平成26年度予算額2,611千円) | 内閣府 |
| | | | ○児童ポルノ排除に向けた国民意識の醸成のための広報・啓発 | ・児童ポルノ排除に向けた国民意識の醸成等のため、児童ポルノ被害の現状等を盛り込んだパンフレットを作成・配布したほか、公開シンポジウムに参加し、児童ポルノ被害の深刻さや被害防止のための広報啓発の必要性等について説明。 | 警察庁 |
| ③ ホームページによる広報・啓発活動 | 内閣府 警察庁等 | 内閣府のホームページにおいて、児童ポルノ排除対策ワーキングチームの活動状況について掲載するとともに、警察庁のホームページにおいて、「NO!!児童ポルノ」と題して、児童ポルノの定義、被害防止対策、検挙・被害状況、児童ポルノ被害の深刻さ等について掲載し、児童ポルノ排除対策に関する国民の理解の増進を図る。 | ○児童ポルノ排除対策ワーキングチーム等の開催状況の周知 | ・ホームページ上に、児童ポルノ排除対策ワーキングチーム、児童ポルノ排除対策推進協議会や公開シンポジウムの開催状況を掲載し、児童ポルノ排除に関する取組を周知。 | 内閣府 |
| | | | ○警察庁ホームページに「NO!!児童ポルノ」を掲載 | ・警察庁ホームページ「NO!!児童ポルノ」において、検挙・被害状況、事件事例等を掲載・随時更新を行い、児童ポルノ排除に向けた広報啓発を推進。 ・平成25年10月から英語版のページを新設。 ・都道府県警察においても、ホームページにおいて児童ポルノ排除に向けた広報啓発活動を推進。 | 警察庁 |
| ④ 「児童虐待防止推進月間」における取組 | 厚生労働省等 | 毎年11月に実施している「児童虐待防止推進月間」において、児童ポルノの問題を含む児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を推進する。 | ○児童虐待防止推進月間における広報・啓発 | ・毎年11月の児童虐待防止推進月間の広報ポスター等を地方自治体等に配布することにより、性的虐待を含む児童虐待についての広報・啓発を実施。 | 厚生労働省 |
| | | | ○児童虐待防止推進月間における広報・啓発 | ・毎年11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、都道府県警察に対して児童虐待に関する広報・啓発の推進等を指示し、広報・啓発活動を推進。 | 警察庁 |
| ⑤ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等における取組 | 内閣府 警察庁等 | 毎年実施している「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)及び「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)において、児童ポルノ排除に係る広報・啓発活動の強化等を重点項目に位置付け、児童ポルノ排除対策の必要性等について国民の理解の増進を図るため、関係機関・団体と地域住民等が相互に協力・連携した広報・啓発活動を推進する。 | ○強調月間における広報・啓発活動等の実施 | ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)及び「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)の実施要綱に児童ポルノにかかる取組を重点課題等で盛り込み、関係機関等に周知したほか、政府広報において広報・啓発を実施。 ・平成25年度、都道府県警察に対し、強調月間に向けた取組への協力を促す通達を実施要綱とともに発出するとともに、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に当たって、広報啓発用ポスターを作成し、関係府省、都道府県、都道府県警察、関係機関・団体に配布。 | 内閣府 |
| | | | ○運動期間における広報・啓発活動の実施 | ・「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～同月25日)において、児童の性的搾取を含む女性に対する暴力根絶に関する啓発用ポスター・リーフレットの作成・配布、キャンペーンの実施等の広報・啓発活動を実施。 (平成26年度予算額7,128千円) | 警察庁 |
| ⑥ 「女性に対する暴力をなくす運動」における取組 | 内閣府等 | 毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、児童の性的搾取を含む女性に対する暴力を根絶するため、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報・啓発活動を推進する。 | ○運動期間における広報・啓発活動の実施 | ・「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～同月25日)において、児童の性的搾取を含む女性に対する暴力根絶に関する啓発用ポスター・リーフレットの作成・配布、キャンペーンの実施等の広報・啓発活動を実施。 (平成26年度予算額7,128千円) | 内閣府 |

| 項目 | 関係省庁 | 取組内容 | 施策名等 | 実施状況(予算要求を含む。) | 実施府省庁 |
|--------------------|------------|---|---|--|-------|
| ⑦ PTAを通じた保護者への働き掛け | 文部科学省 | 関係省庁、PTAの全国組織等の中で緊密な連携を図り、PTAの全国大会、総会等の機会に、児童ポルノ排除の重要性について周知を図る。 | OPTA全国組織への協力依頼 | <ul style="list-style-type: none"> 平成24年2月、日本PTA全国協議会評議員会にて、児童ポルノ事犯の現状と対策について説明。 ネットモラルキャラバン隊による保護者を対象とした全国での学習・参加型のシンポジウムなどの開催に当たり、開催地区のPTAと連携。 | 文部科学省 |
| ⑧ 国際的取組への参画 | 外務省 警察庁 | 我が国が2005年に締結した「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の規定に基づき、児童の権利委員会に提出した政府報告に対する同委員会の最終見解の趣旨を踏まえ、同選択議定書の実施の確保に努める。 | ○「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の国内での実施(広報を含む) | <ul style="list-style-type: none"> 児童の権利委員会に提出した政府報告に対する同委員会の最終見解の趣旨を踏まえ、同選択議定書の実施の確保に努めるとともに、最終見解及び「児童の性的搾取を防止・根絶するためのリオデジャネイロ宣言及び行動への呼びかけ」について外務省HPを通じた広報を実施。 | 外務省 |
| | | | ○議定書等の趣旨を踏まえた厳格な取締りの実施 | <ul style="list-style-type: none"> 「情勢の変化に対応したインターネット利用児童ポルノ事犯の取締り等の強化について」の通達等を踏まえ、各種会議等の場において、悪質な児童ポルノ事犯に対する取締りの徹底、被害児童支援の的確な実施等を指示。 | 警察庁 |

| 項目 | 関係省庁 | 取組内容 | 施策名等 | 実施状況(予算要求を含む。) | 実施府省庁 |
|------------------------------------|--|---|---|--|-------|
| 2 被害防止対策の推進 | | | | | |
| (1) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備 | | | | | |
| ① 青少年インターネット環境整備法に基づく総合的な被害防止対策の推進 | 内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 経済産業省 | インターネットの利用を通じて青少年が児童ポルノ事犯等の犯罪被害やトラブルに遭う事例が絶えないこと等にかんがみ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、青少年インターネット環境整備法が制定されたところ、同法の施行状況の把握のために必要なデータ収集を目的として、青少年及びその保護者に対し、スマートフォンの無線LAN回線に係るフィルタリング等を含めたフィルタリングの認知度・利用度や改善ニーズ等を調査するとともに、改善ニーズ等を踏まえたフィルタリングソフトウェアの性能向上のための方策の検討及び利用の促進を図る。また、同法に基づき、関係府省庁、関係事業者等が連携して、青少年、保護者等に対する青少年のインターネットの適切な利用に関する広報・啓発、調査研究その他の対策を総合的に推進する。 | <p>○青少年のインターネット利用環境実態調査の実施</p> <p>○諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査の実施</p> <p>○青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報活動の実施</p> <p>○青少年インターネット環境の整備等に関する検討会での検討</p> | <p>・平成25年度において、平成24年度に引き続き、青少年インターネット環境整備法の施行状況を把握するための基礎データを収集するため、青少年のインターネット利用環境実態調査を実施。 (平成26年度予算額20,304千円)</p> <p>・平成25年度において、諸外国における青少年のインターネット環境整備の取組状況に関する調査を実施。 (平成26年度予算額5,600千円)</p> <p>・平成25年度において、青少年のインターネット利用に係る地方連携体制支援事業として、全国8カ所において「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催。 (平成26年度予算額8,750千円)</p> <p>・保護者向け普及啓発リーフレットの公開等を通じて、青少年インターネット環境整備法の趣旨及び内容等の広報啓発を実施。</p> <p>・平成26年2月、春の進級・進学に伴うスマートフォンやソーシャルメディア等の購入・買替時期において、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、フィルタリング普及のための取組等を総合的・重点的に行うよう、都道府県等に対して文書により依頼するとともに、関係府省庁・関係事業者等で協力して集中的に普及啓発活動等の取組を実施。</p> <p>・平成25年8月、同年10月、同年12月、平成26年2月、同年4月に「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を開催。 (平成26年度予算額5,741千円)</p> | 内閣府 |
| | | | <p>○児童ポルノ事犯の被害防止に向けた啓発活動の推進</p> <p>○携帯電話におけるフィルタリングの普及促進</p> | <p>・都道府県警察では、非行防止教室等において、インターネットの利用に起因した児童の犯罪被害の状況等に係る情報提供を行うとともに、携帯電話等のフィルタリングについて広報啓発を行うなど、児童ポルノ事犯の被害防止に向けた啓発活動を推進。</p> <p>・平成26年3月に、啓発リーフレット「STOP! ネット犯罪」を全国の保護者に配布し、インターネット利用に係る犯罪被害や非行の実態、被害等防止対策についての啓発を推進。</p> <p>・スマートフォンが児童に急速に普及している状況を踏まえ、平成25年12月に、「スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための取組の推進について」を都道府県警察に対して通達し、保護者に対する啓発活動の強化、事業者に対する要請の徹底、児童に対する情報モラル教育の推進等を指示するとともに、内閣府、総務省、経済産業省及び文部科学省と連携協力し、フィルタリングの普及促進等に向けた取組を継続的に推進。</p> <p>・平成22年11月から平成25年12月末までに、都道府県警察において、フィルタリング啓発広報活動として、保護者説明会等の学校行事や非行防止教室等における啓発活動を118,811回(参加人員15,455,218人、うち保護者1,810,164人)実施、普及促進キャンペーン等を20,657回(参加人員3,153,870人)開催。</p> | 警察庁 |
| | | | <p>○携帯電話・PHS事業者によるフィルタリング普及促進に関する自主的取組の支援</p> <p>○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援</p> <p>○「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会・青少年インターネットワーキンググループ」における対策の検討</p> | <p>・携帯事業者及び第三者機関と随時連携し、携帯電話フィルタリングサービスの周知及び普及率向上、携帯電話フィルタリングのカスタマイズ機能等、多様なフィルタリングサービスの提供を促進。また、平成26年、多くの青少年が初めてスマートフォンやタブレット等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に重点を置き、関係府省庁・関係事業者等で協力して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として取組を展開。この取組の一環として、平成26年3月、電気通信事業者協会(TCA)と携帯電話・PHS各社はフィルタリングの説明強化や全国での普及啓発活動の展開を行う旨発表し、取組を推進。</p> <p>・安心ネットづくり促進協議会による、全国各地域での普及啓発事業やスマートフォンの青少年利用における課題の検討などの調査研究事業への支援を実施。また、上記取組の一環として、安心ネットづくり促進協議会では総務省総合通信局等と協力し普及啓発の取組を実施。</p> <p>・「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」が平成25年9月に「スマートフォン安心安全強化戦略」を公表。</p> | 総務省 |

| 項目 | 関係省庁 | 取組内容 | 施策名等 | 実施状況(予算要求を含む。) | 実施府省庁 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|---|--|---|--|
| | | | ○青少年を取り巻く有害環境対策の推進 | ・インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し、全国で保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウムを開催。 (平成24年度 予算額 59,873千円の内数 実施箇所数 6カ所) (平成25年度 予算額 64,706千円の内数 実施箇所数 12カ所) (平成26年度 予算額 38,399千円の内数 実施箇所数 7カ所(予定)) | 文部科学省 |
| | | | ○フィルタリング普及啓発セミナーの実施 | ・青少年や保護者に加え、教職員や住民等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用にかかるリスクとその対策を説明することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者等のペアレンタルコントロール等による実効的な自主的対策を促進。また、インストラクター等の指導者に対して、新たなインターネット接続機器についての最新情報等の更新を支援。 (平成26年度予算額 375,378千円の内数) | 経済産業省 |
| ② 青少年保護に向けたメディアリテラシーの向上及び新たな取組に対する支援 | 総務省 | メディアの健全な利用の促進に必要な情報の持つ意味を正しく理解し活用できる能力等(メディアリテラシー)の向上を図るため、コミュニティ型ウェブサイト(SNS(Social Networking Service))等の消費者発信型メディア(CGM(Consumer Generated Media))における安心・安全な利用に関する実態調査等の各種調査研究、メディアの特性に応じたメディアリテラシーに関する教材等の開発、関係者間の連携強化等を総合的に推進する。また、青少年がインターネットを介して犯罪に巻き込まれる事態を未然に防止するため、「利用者視点を踏まえたICT(Information and Communication Technology)サービスに係る諸問題に関する研究会」の提言を踏まえ、携帯電話利用者の年齢認証やメッセージ交換サービス監視等、CGM事業者の青少年保護に向けた取組を引き続き支援する。 | ○CGM事業者による青少年保護に関する自主的取組の支援 ○情報の持つ意味を正しく理解し活用できる能力等(メディアリテラシー)向上のための調査・開発、啓発活動の展開 ○青少年インターネットリテラシー指標の策定、公表 | ・「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」が平成23年10月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」を公表。本提言を踏まえ、CGM事業者に対して、ミニメールの内容確認に関する同意取得の方法を周知するとともに、利用者への啓発活動について協力依頼。平成25年9月には同研究会が「スマートフォン安心安全強化戦略」を公表。過去の提言等を踏まえてのCGM事業者による青少年保護の取組(ミニメール監視等)の状況について整理。 ・図書館・公民館等公共施設に子どもや高齢者でも使いやすい端末を配備し、自分でインターネット等各種メディアを主体的に読み解く能力等を向上させるための学習効果の高いコンテンツ、利用環境の検証を実施。 ・安心ネットづくり促進協議会による、全国各地域での普及啓発事業やスマートフォンの青少年利用における課題の検討などの調査研究事業への支援を実施。また、平成26年、多くの青少年が初めてスマートフォンやタブレット等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に重点を置き、関係府省庁・関係事業者等で協力して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として取組を展開。この取組の一環として、安心ネットづくり促進協議会では総務省総合通信局等と協力し普及啓発の取組を実施。 ・青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標(ILAS)を開発するとともに、昨年に引き続き、全国高校一年生約3,500名を対象にテストを実施し、集計・分析した結果を平成25年9月に公表。 | 総務省 |
| ③ フィルタリングの普及促進等のための施策 | 総務省 経済産業省 内閣府 警察庁 文部科学省 | 「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の提言を踏まえ、フィルタリングサービスの普及改善に向けた更なる対策への支援を行う。 また、青少年や保護者、教職員等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用に係るリスクとその対策を周知することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と、保護者等による実効的な自主的対策を促進するべく、フィルタリングの認知・理解の向上を図るフィルタリング普及啓発セミナー等を実施する。 フィルタリングの普及促進のため、関係団体等と連携し、携帯電話事業者・販売代理店等に対し、スマートフォンの無線LAN回線に係るフィルタリングやアプリの起動等を制限する機能制限アプリ等の情報を保護者に説明する取組を支援する。 | ○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援 ○携帯電話・PHS事業者によるフィルタリング普及促進に関する自主的取組の支援 ○フィルタリング普及啓発セミナーの実施(再掲) ○青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報活動の実施(再掲) ○携帯電話事業者によるフィルタリングサービス等の説明強化要請 | ・安心ネットづくり促進協議会による、全国各地域での普及啓発事業やスマートフォンの青少年利用における課題の検討などの調査研究事業への支援を実施。また、平成26年、多くの青少年が初めてスマートフォンやタブレット等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に重点を置き、関係府省庁・関係事業者等で協力して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として取組を展開。この取組の一環として、安心ネットづくり促進協議会では総務省総合通信局等と協力し普及啓発の取組を実施。 ・上記取組の一環として、平成26年3月、電気通信事業者協会(TCA)と携帯電話・PHS各社はフィルタリングの説明強化や全国での普及啓発活動の展開を行う旨発表し、取組を推進。 ・青少年や保護者に加え、教職員や住民等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用にかかるリスクとその対策を説明することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者等のペアレンタルコントロール等による実効的な自主的対策を促進。また、インストラクター等の指導者に対して、新たなインターネット接続機器についての最新情報等の更新を支援。 (平成26年度予算額 375,378千円の内数) ・保護者向け普及啓発リーフレットの公開等を通じて、青少年インターネット環境整備法の趣旨及び内容等の広報啓発を実施。 ・平成26年2月、春の進級・進学に伴うスマートフォンやソーシャルメディア等の購入・買替時期において、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、フィルタリング普及のための取組等を総合的・重点的に行うよう、都道府県等に対して文書により依頼するとともに、関係府省庁・関係事業者等で協力して集中的に普及啓発活動等の取組を実施。 ・平成26年1月に、携帯電話事業者5社に対し、スマートフォンの普及を踏まえた保護者へのフィルタリングサービス等の説明強化を要請。 | 総務省 警察庁 |

| 項目 | 関係省庁 | 取組内容 | 施策名等 | 実施状況(予算要求を含む。) | 実施府省庁 |
|---------------------------------|--|--|--------------------------------------|---|-------|
| (2) 情報モラル等の普及の促進 | | | | | |
| ① インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動 | 警察庁 内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 | 学校、地域、家庭等に対し、保護者説明会、非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等において、有害情報の例のほか、出会い系サイト、コミュニティサイト、スマートフォンのアプリ等インターネットの利用に起因する青少年の犯罪被害の状況等に係る情報提供を行うとともに、氏名や電話番号等の書き込み、写真の送付等を安易に行わないこと、インターネットを介して知り合った者との安易な交際が犯罪被害やトラブルに発展する危険性があることなどのインターネット利用上の注意点について周知を図るなど、インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動を推進する。 また、従来型の携帯電話に係るフィルタリングの更なる普及促進を図るほか、スマートフォンが児童に急速に普及している状況に鑑み、スマートフォンの無線LAN回線に係るフィルタリングやアプリの起動等を制限する機能制限アプリ等の利用を促進するため、広報・啓発活動を推進する。 | ○青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報活動の実施(再掲) | ・保護者向け普及啓発リーフレットの公開等を通じて、青少年インターネット環境整備法の趣旨及び内容等の広報啓発を実施。 ・平成26年2月、春の進級・進学に伴うスマートフォンやソーシャルメディア等の購入・買替時期において、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、フィルタリング普及のための取組等を総合的・重点的に行うよう、都道府県等に対して文書により依頼するとともに、関係府省庁・関係事業者等で協力して集中的に普及啓発活動等の取組を実施。 | 内閣府 |
| | | | ○児童ポルノ事犯等の被害防止に向けた啓発活動の推進 | ・都道府県警察では、非行防止教室等において、インターネットの利用に起因した児童の犯罪被害の状況等に係る情報提供を行うとともに、携帯電話等のフィルタリングについて広報啓発を行うなど、児童ポルノ事犯の被害防止に向けた啓発活動を推進。 ・平成26年3月に、啓発用リーフレット「STOP! ネット犯罪」を全国の保護者に配布し、インターネット利用に係る犯罪被害や非行の実態、被害等防止対策についての啓発を推進。 ・出会い系サイト等の危険性を周知するための資料を作成し、被害防止のための広報啓発活動に活用。 ・スマートフォンが児童に急速に普及している状況を踏まえ、平成25年12月に、「スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための取組の推進について」を都道府県警察に対して通達し、保護者に対する啓発活動の強化、事業者に対する要請の徹底、児童に対する情報モラル教育の推進等を指示するとともに、内閣府、総務省、経済産業省及び文部科学省と連携協力し、フィルタリングの普及促進等に向けた取組を継続的に推進。 ・平成22年11月から平成25年12月末までに、都道府県警察において、フィルタリング啓発広報活動として、保護者説明会等の学校行事や非行防止教室等における啓発活動を118,811回(参加人員15,455,218人、うち保護者1,810,164人)実施、普及促進キャンペーン等を20,657回(参加人員3,153,870人)開催。 | 警察庁 |
| | | | ○携帯電話におけるフィルタリングの普及促進 | ・携帯事業者及び第三者機関と随時連携し、携帯電話フィルタリングサービスの周知及び普及率向上、携帯電話フィルタリングのカスタマイズ機能等、多様なフィルタリングサービスの提供を促進。また、平成26年、多くの青少年が初めてスマートフォンやタブレット等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に重点を置き、関係府省庁・関係事業者等で協力して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として取組を展開。この取組の一環として、平成26年3月、電気通信事業者協会(TCA)と携帯電話・PHS各社はフィルタリングの説明強化や全国での普及啓発活動の展開を行う旨発表し、取組を推進。 | 総務省 |
| | | | ○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援(再掲) | ・安心ネットづくり促進協議会による、全国各地域での普及啓発事業やスマートフォンの青少年利用における課題の検討などの調査研究事業への支援を実施。また、上記取組の一環として、安心ネットづくり促進協議会では総務省総合通信局等と協力し普及啓発の取組を実施。 | |
| | | | ○学校ネットパトロールに関する調査研究の実施 | ・平成22年度及び23年度において、学校・教育委員会が実施している学校ネットパトロールについて現状と課題を整理するとともに、効果的な実施の在り方について調査研究を実施。平成24年度には報告書を作成し、各教育委員会等に配布。 | 文部科学省 |
| | | | ○青少年を取り巻く有害環境対策の推進(再掲) | ・インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等によるネットモラルキャラバン隊を結成し、全国で保護者を対象とした学習・参加型のシンポジウムを開催。 (平成24年度 予算額 59,873千円の内数 実施箇所数 6カ所) (平成25年度 予算額 64,706千円の内数 実施箇所数 12カ所) (平成26年度 予算額 38,399千円の内数 実施箇所数 7カ所(予定)) | |
| ○e-ネットキャラバンの実施 | ・総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、児童生徒、保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施。(平成25年度実施実績:2073件) | 総務省 文部科学省 | | | |
| ○フィルタリング普及啓発セミナーの実施(再掲) | ・青少年や保護者に加え、教職員や住民等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用にかかるリスクとその対策を説明することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者等のペアレンタルコントロール等による実効的な自主的対策を促進。また、インストラクター等の指導者に対して、新たなインターネット接続機器についての最新情報等の更新を支援。 (平成26年度予算額 375,378千円の内数) | 経済産業省 | | | |

| 項目 | 関係省庁 | 取組内容 | 施策名等 | 実施状況(予算要求を含む。) | 実施府省庁 |
|------------------------|--------------|--|---|---|--------------|
| ② インターネット安全教室の実施 | 経済産業省 警察庁 | 経済産業省において、警察の協力の下、全国のNPO法人等と連携し、青少年、保護者、教職員等に対して、情報セキュリティや違法・有害情報対策について普及啓発を図るインターネット安全教室を実施する。 | ○インターネット安全教室の開催 | ・インターネットを利用する一般利用者が、情報セキュリティに関する基礎知識を学習できる「インターネット安全教室」を全国各地で開催。 (平成26年度予算額1,741,000千円の内数) | 経済産業省 |
| | | | | ・インターネット安全教室において、情報セキュリティ等に関する広報啓発活動を推進。 | 警察庁 |
| ③ 学校及び家庭における情報モラル教育の充実 | 文部科学省 | インターネット上の違法・有害情報の問題等情報化の影の部分が児童に大きな影響を与えており、児童がインターネットを利用した犯罪に巻き込まれやすくなっていることから、新しい学習指導要領を踏まえ、学校における情報モラル教育を着実に実施する。また、児童ポルノ事犯による被害のきっかけとなりやすいインターネットの危険性及びその適切な利用について扱った家庭教育に関する講座が各地域で実施されるよう促す。 | ○e-ネットキャラバンの実施(再掲) | ・総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、児童生徒、保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施。(平成25年度実施実績:2073件) | 総務省 文部科学省 |
| | | | ○都道府県・指定都市の指導主事等への周知 ○学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業 | ・学習指導要領の円滑な実施について周知を図るため、都道府県・指定都市の指導主事等を対象に開催した会議において、情報モラルに関する指導事例の紹介や指導の参考となる資料の配布などを実施(平成25年9月、11月)。 ・学習指導要領を踏まえ、情報モラルを含む情報教育の充実を図るため、独立行政法人教員研修センターにおいて、各地域で情報教育を推進する中核的な役割を担う指導主事等を対象とした研修を実施(平成25年11月、平成26年1月)。 ・「ネット依存」やスマートフォン・SNSの利用を通じたトラブルの発生等、新たな課題に対応し適切な指導を行うための教員向けの手引書を作成し、全国の教育委員会へ配布。 ・家庭教育に関する学習機会において、子どもの携帯電話やインターネット利用について理解や知識を深めるための講座等を実施。 (平成26年度予算案額3,813,980千円の内数) | 文部科学省 |

| 項目 | 関係省庁 | 取組内容 | 施策名等 | 実施状況(予算要求を含む。) | 実施府省庁 |
|----------------------------------|------|--|--|--|-------|
| 3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進 | | | | | |
| ① 違法情報の排除に向けた取組の推進 | 警察庁 | サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターに寄せられた通報を通じ、児童ポルノに係る違法情報の把握に努め、取締りを推進するとともに、サイト管理者等に対し、警察及びインターネット・ホットラインセンターから削除依頼等を実施する。また、インターネットを利用した児童ポルノ事犯の被疑者を検挙した場合等に、当該違法情報が掲載された掲示板のサイト管理者等に対し、当該違法情報の削除の要請及び同種事案の再発防止に努めるよう申入れ又は指導を行うほか、非行防止教室や情報セキュリティに関する講習等の場において、インターネット・ホットラインセンターの取組を紹介するなどして、インターネット上からの児童ポルノの削除の更なる促進を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ホットライン業務の委託 ○サイバーパトロール業務の委託 ○インターネット・ホットラインセンターを通じた削除依頼等の実施 ○都道府県警察による児童ポルノ事犯一斉取締り等による効果的な取締りの推進 ○関係事業者に対する申入れ又は指導の強化 ○迅速な削除依頼の徹底を都道府県警察に指示 ○非行防止教室等における意識啓発 ○サイバー犯罪特別対処班の活用による効果的な捜査の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の違法情報・有害情報対策を推進するため、ホットライン業務の外部委託(削除依頼等の実施を含む。)を実施。 ・出会い系サイト規制法の禁止誘引行為の情報や登録制サイト内の児童ポルノ・わいせつ物公然陳列画像等の違法情報等を収集し、インターネット・ホットラインセンターに通報する業務(サイバーパトロール)の外部委託を実施。 ・インターネット・ホットラインセンターから通報される違法・有害情報に対する効率的な捜査活動を推進するため、全国協働捜査方式を実施。 ・違法・有害情報を掲載するサイトには、広告料収入を目的として、これら情報を掲載している実態が見受けられたことから、インターネット・ホットラインセンターからインターネット上の広告業界に対し、削除依頼に応じない悪質サイトの情報を提供することにより、広告事業者の契約上の規約等に基づき、自主的に悪質サイトへの広告配信停止等の措置を講じ、悪質サイトの減少を図る取組を実施。 ・悪質な児童ポルノ事犯に対して、都道府県警察による一斉取締り等の効果的な取締りを推進。 ・平成23年7月に都道府県警察に対して通達した、「情勢の変化に対応したインターネット利用児童ポルノ事犯の取締り等の強化について」に基づき、引き続き児童ポルノ事犯の関連事業者に対する再発防止や児童ポルノの流通防止に係る指導、サイト管理者に対する迅速な削除依頼等を推進。 ・都道府県警察では、非行防止教室等において、インターネットの利用に起因した児童の犯罪被害の状況等に係る情報提供を行うなど、児童ポルノ事犯の被害防止に向けた啓発活動を推進。 ・平成25年7月、警視庁にサイバー犯罪特別対処班を設置し、児童ポルノ禁止法等の事件捜査において道府県警察からの捜査共助の依頼に対応するなど、児童ポルノ事犯の捜査活動の効率化を推進。 | 警察庁 |
| ② 事業者団体によるガイドライン等の運用の支援 | 総務省 | 事業者団体((社)電気通信事業者協会、(社)テレコムサービス協会、(社)日本インターネットプロバイダー協会及び(社)日本ケーブルテレビ連盟)により策定された、削除すべき児童ポルノの判断基準等を含む「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び児童ポルノのプロッキングに関する規定等を含む「違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援する。 | ○「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項」の見直し支援 | ・違法情報等対応連絡会にオブザーバーとして参加し、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援。 | 総務省 |
| ③ 違法・有害情報相談センターの運営の支援 | 総務省 | 各種ガイドライン等に基づく、プロバイダ等によるインターネット上の違法・有害情報への対策を強化するため、インターネット上の違法・有害情報に関して、プロバイダ等から個々の事案への対応についての相談業務等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。 | ○インターネット上の違法・有害情報対応相談業務 | ・各種ガイドライン等に基づく、プロバイダ等によるインターネット上の違法・有害情報への対策を強化するため、違法・有害情報相談センターを設置して、インターネット上の違法・有害情報に関して、プロバイダ等から個々の事案への対応について相談を受理。(平成26年度政府予算案額 33,135千円) | 総務省 |

| 項目 | 関係省庁 | 取組内容 | 施策名等 | 実施状況(予算要求を含む。) | 実施府省庁 |
|--|----------------------------|--|--|---|-------|
| ii ISPによる実効性のあるブロッキングの自主的導入の促進 | | ISPに対し、インターネット上の児童ポルノの流通を防止するためのブロッキングの重要性、有効性等について理解を求め、実効性のあるブロッキングの自主的導入を促進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験の実施に向けた準備(再掲) ○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援(再掲) ○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援(再掲) ○ブロッキングの自主的導入の促進(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノサイトのブロッキングはインターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、ISPの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を実施。 ・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止対策専門委員会、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会等の民間の協議会に対し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的取組を支援。 ・児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、平成23年3月に設立され、同年4月から一部のISPがブロッキングを自主的に導入。平成26年4月1日時点では、ISP(48社)、検索エンジンサービス事業者(3社)、フィルタリング事業者(3社)に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供されており、流通防止措置が講じられるよう、取組を支援。 | 総務省 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○安心ネットづくり促進協議会等民間団体による自主的取組への支援(再掲) ○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援(再掲) ○ブロッキングの自主的導入の促進(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノ流通防止対策専門委員会、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会や安心ネットづくり促進協議会等における検討事項について、参画・支援を実施。 ・児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、平成23年3月に設立され、同年4月からISP9社がブロッキングを自主的に導入。平成26年4月1日時点では、ISP(48社)、検索エンジンサービス事業者(3社)、フィルタリング事業者(3社)に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供されており、流通防止措置が講じられるよう、ISP等との意見交換を通じた自主的な取組を支援。 ・平成23年4月から検索エンジンサービス事業者(4社)等が検索結果から児童ポルノを非表示にするなどの対策を自主的に導入。 | 経済産業省 |
| iii 一般ユーザーに対するブロッキングの趣旨、重要性等についての広報・啓発 | 警察庁 総務省 内閣府 経済産業省 | インターネットの一般ユーザーに対し、ブロッキングの趣旨、重要性等について幅広く広報・啓発し、理解を求めるとともに、インターネット上の流通・閲覧防止対策に対する国民意識の醸成を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○民間団体における自主的な取組への支援(再掲) ○ブロッキングの自主的導入の促進(再掲) ○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノ流通防止対策専門委員会に参加し、必要な情報提供や助言等を行い、民間団体における自主的な取組を支援。 ・平成23年4月から一部のISPがブロッキングを自主的に導入。 ・警察庁及びインターネット・ホットラインセンターから、インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)に対して児童ポルノ情報を提供。 | 警察庁 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験の実施に向けた準備(再掲) ○安心ネットづくり促進協議会等の民間団体による自主的取組への支援(再掲) ○児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体による自主的取組への支援(再掲) ○ブロッキングの自主的導入の促進(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・児童ポルノサイトのブロッキングはインターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、ISPの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を実施。 ・安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止対策専門委員会、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会等の民間の協議会に対し、必要な情報提供や助言等を行うことにより、民間の自主的取組を支援。 ・児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、平成23年3月に設立され、同年4月から一部のISPがブロッキングを自主的に導入。平成26年4月1日時点では、ISP(48社)、検索エンジンサービス事業者(3社)、フィルタリング事業者(3社)に対して児童ポルノ掲載アドレスリストが提供されており、流通防止措置が講じられるよう、取組を支援。 | 総務省 |
| | | | ○公開シンポジウムの開催(再掲) | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年11月28日、国民運動の推進を目的として、公開シンポジウムを開催。その際、情報通信関連団体代表理事による児童ポルノ画像の流通・閲覧防止に向けた民間の自主的な取組に関する基調講演の後、「児童ポルノの流通・閲覧防止の強化」をテーマに、警察や被害者支援団体、情報・通信企業の担当者によるパネルディスカッションを実施。(平成26年度予算額2,611千円) | 内閣府 |

| 項目 | 関係省庁 | 取組内容 | 施策名等 | 実施状況(予算要求を含む。) | 実施府省庁 |
|---------------------------------|------------|---|-------------------------------------|---|-------|
| ⑤ ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策の推進 | 警察庁 総務省 | ファイル共有ソフト利用の児童ポルノ事犯が急激に増加しているが、ファイル共有ソフトにはブロッキングの効果が及ばないことから、通信の秘密に不当な影響を及ぼさない運用等にも配慮しつつ児童の権利を保護するとの観点から、関連事業者と連携して、ファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止対策を検討し、取組を推進する。 | ○民間団体における自主的な取組への支援 ○取組の自主的参加の促進 | <p>・ファイル共有ソフトのキャッシュフォルダから児童ポルノを流通させている者に対し、警察庁がインターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)を介してインターネット・サービス・プロバイダ(ISP)に連絡を依頼、連絡を受信した者にキャッシュフォルダのファイルの削除を促す取組を平成26年4月から開始。警察庁からはICSAに対し、本取組に必要な情報を提供し、自主的な取組を支援。</p> <p>・平成26年4月から一部のISPが自主的に取組に参加。</p> | 警察庁 |
| | | | ○民間団体における自主的な取組への支援 | <p>・一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)及び一部のISPが、ファイル共有ソフトネットワーク上の児童ポルノ流通・閲覧防止対策を平成26年4月から開始しており、総務省は、民間団体が当該取組のガイドラインを作成するにあたって助言等を行うことにより、民間団体における自主的な取組を支援。</p> | 総務省 |

| 項目 | 関係省庁 | 取組内容 | 施策名等 | 実施状況(予算要求を含む。) | 実施府省庁 |
|---------------------------------|-----------------------|--|--|---|-------|
| 4 被害児童の早期発見及び支援活動の推進 | | | | | |
| (1) 早期発見・支援活動 | | | | | |
| ① 関係職員の意識啓発 | 警察庁 厚生労働省 文部科学省 | 地方公共団体等と連携し、児童ポルノ事犯について学校関係者、児童福祉関係者等の潜在的な被害児童に接する可能性のある職員の意識啓発を図り、児童ポルノ事犯による被害の早期発見に努める。 | ○各種会議・研修における職員に対する意識啓発の実施 | ・都道府県警察の職員を対象とした各種会議や各種研修において、児童ポルノ事犯等の被害児童の早期発見・早期保護に努めるよう指示。 ・都道府県警察では、街頭補導や各種相談等あらゆる警察活動を通じて児童ポルノ事犯等の被害児童の早期発見・早期保護を推進。 | 警察庁 |
| | | | ○関係職員の意識啓発 | ・全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議で「第二次児童ポルノ排除総合対策」を周知することにより、児童相談所等職員の意識啓発を実施。(平成25年7月) | 厚生労働省 |
| | | | ○学校の生徒指導担当者に対する児童虐待防止についての啓発の実施 | ・平成22年9月に、生徒指導に関する学校・教員向けの基本書として、児童ポルノを含めた児童虐待への学校の対応についての解説を盛り込んだ「生徒指導提要」を各教育委員会(各10部)及び学校(各2部)に配付し、学校の生徒指導担当者に対する児童虐待防止についての啓発に活用。 ・都道府県等生徒指導担当者会議において、児童虐待防止について資料を用いて啓発を推進。(平成24年6、10月、平成25年2、6、10月、平成26年2月) | 文部科学省 |
| ② 街頭補導等を通じた被害防止及び被害児童の早期発見・保護活動 | 警察庁 | 警察において、街頭補導時における積極的な声掛け及び補導並びに少年相談受理時における専門職員等による適切な対応等により、児童ポルノ事犯による被害の未然防止及び被害児童の早期発見・保護に努める。 | ○少年補導・少年相談を通じた被害児童の早期発見・早期保護 ○サイバー補導の実施 | ・都道府県警察の職員を対象とした各種会議や各種研修において、児童ポルノ事犯等の被害児童の早期発見・早期保護に努めるよう指示。 ・都道府県警察では、街頭補導や各種相談等あらゆる警察活動を通じて児童ポルノ事犯等の被害児童の早期発見・早期保護を推進。 ・都道府県警察では、児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導する「サイバー補導」を、平成25年10月21日から全国で実施し、児童ポルノ事犯等の被害児童の早期発見・保護を推進。 | 警察庁 |
| ③ 被害児童に対する継続的支援の実施 | 警察庁 文部科学省 厚生労働省 | 警察において、被害児童の精神的打撃の軽減を図るため、少年補導職員、少年相談専門職員等により、個々の被害児童の特質に応じた計画的なカウンセリングの実施や、家庭、学校、児童相談所等と連携した環境調整等による継続的な支援を行う。 | ○少年補導職員等による被害児童に対する継続的な支援の実施 | ・都道府県警察では、少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能等を有する少年補導職員等が、心理学等の専門家からアドバイスを受けながら、被害児童に対してカウンセリングを実施したり、関係機関と連携して家庭環境の調整を行うなど、被害児童に対する継続的支援を実施。 | 警察庁 |
| | | | ○スクールカウンセラー等活用事業 ○スクールソーシャルワーカー活用事業 | ・平成25年度においては、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を公立小中学校(約2万4千校分)に配置するために必要な経費を措置し、引き続き平成26年度においても、新たに週5日相談体制の導入(200校)や小中連携型配置(200校)を含め全公立小学校及び公立中学校(約2万4千校分)に配置するために必要な経費を計上。 (平成26年度予算案額4,112,769千円) ・平成25年度においては、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを都道府県・指定都市・中核市に1,355人配置するために必要な経費を措置し、引き続き平成26年度においても、都道府県・指定都市・中核市に1,466人を配置するために必要な経費を計上。 (平成26年度予算案額393,654千円) | 文部科学省 |
| ④ カウンセリング態勢の充実 | 警察庁 | 警察において、被害児童の精神的打撃の軽減を図るための継続的な支援は、担当の職員のみでは対応が困難な場合も多いことから、あらかじめ臨床心理学、精神医学等の専門家を委嘱しておくなど、必要に応じて部外の専門家の助言を受けることができる態勢を整備する。 | ○カウンセリングアドバイザーの委嘱 | ・都道府県警察では、被害児童支援の担当職員が心理学等の専門家からアドバイスを受けることができるよう臨床心理士、大学教授、精神科医等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーに委嘱。平成25年度、全国の都道府県警察において、121名の専門家が被害少年カウンセリングアドバイザーに委嘱。 | 警察庁 |

| 項目 | 関係省庁 | 取組内容 | 施策名等 | 実施状況(予算要求を含む。) | 実施府省庁 |
|---|--------------|---|--|---|-------|
| ⑤ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、「子どもの人権110番」「子どもの人権SOSミニレーター」等を活用した相談体制の充実 | 文部科学省 法務省 | 文部科学省において、児童の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーや教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の整備を支援することなどにより、児童ポルノの被害に遭った児童が相談しやすい体制を整備し、早期発見等に資する。また、児童ポルノ事犯を含む事件・事故や災害によって心のケアが必要になった児童への対応として、学校へのスクールカウンセラーの緊急派遣に係る支援を行う。 法務省において、子どもの人権問題についての専用相談電話「子どもの人権110番」(フリーダイヤル)を開設することや、全国の小・中学生に「子どもの人権SOSミニレーター」(相談用の便箋兼封筒)を配布することなどの活動を通して、児童が相談しやすい環境を整備し、被害児童の早期発見等に資する。 | ○スクールカウンセラー等活用事業(再掲) ○スクールソーシャルワーカー活用事業(再掲) | ・平成25年度においては、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を公立小中学校(約2万4千校分)に配置するために必要な経費を措置し、引き続き平成26年度においても、新たに週5日相談体制の導入(200校)や小中連携型配置(200校)を含め全公立小学校及び公立中学校(約2万4千校分)に配置するために必要な経費を計上。 (平成26年度予算案額4,112,769千円) ・平成25年度においては、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを都道府県・指定都市・中核市に1,355人配置するために必要な経費を措置し、引き続き平成26年度においても、都道府県・指定都市・中核市に1,466人を配置するために必要な経費を計上。 (平成26年度予算案額393,654千円) | 文部科学省 |
| ⑥ 児童相談所における児童等への支援や通報の実施 | 厚生労働省 警察庁 | 児童相談所において、性的虐待、児童ポルノ事犯による被害等により心身に有害な影響を受けた児童に関する相談があった場合に、次の支援を実施する。 ・児童心理司によるカウンセリングや児童福祉司による指導・援助 ・緊急的な保護を必要とする場合における一時保護 ・医療的なケアが必要な場合における病院等の専門機関の斡旋 ・児童の生活の立て直しが必要な場合における児童福祉施設への入所措置 また、児童相談所への相談の過程で、児童の意思等を確認した上で、警察への通報を実施する。 | ○児童相談所における児童等への支援や通報の実施 | ・全国児童福祉主管課長会議・児童相談所長会議で「第二次児童ポルノ排除総合対策」を周知することにより、児童相談所等職員の意識啓発を推進。(平成25年7月) ・平成22年度補正予算では、安心こども基金の中に、虐待防止対策の強化を図るための児童相談所職員等に対する研修の実施などを計上。 ・平成25年度は、虐待防止対策の強化を図るための児童相談所職員等に対する研修の実施などのうち、一部の事業について、児童虐待・DV対策等総合支援事業に組み替えて実施し、その他の事業については、安心こども基金の延長により、引き続き実施。 (児童虐待・DV対策等総合支援事業 平成26年度予算額3,742,620千円の内数) | 厚生労働省 |
| | | | ○児童相談所からの通報に対する適切な対応 | ・都道府県警察では、性的虐待や児童ポルノ事犯の被害に関する通報に対して、事案に応じた適切な捜査を行うほか、児童相談所等と緊密に連携して被害児童の保護・支援を行うなど、適切な対応を推進。 | 警察庁 |
| ⑦ 児童家庭支援センターの運営及び児童福祉施設における心理療法担当職員の配置 | 厚生労働省 | 児童家庭支援センターの運営において、関係機関と連携し、児童ポルノ事犯による被害に係る相談と支援を実施するほか、心理的治療を必要とする児童への心理療法担当職員による治療、指導等を実施する。また、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設に心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする児童に、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施する。 | ○児童家庭支援センター等の児童福祉施設における被害児童への支援 | ・全国98か所に児童家庭支援センターを設置し(平成25年10月1日現在)、虐待を受けた児童等に対する支援等を実施。 (平成26年度予算3,742,620千円の内数) ・全国68か所の乳児院、512か所の児童養護施設、97か所の母子生活支援施設、35か所の児童自立支援施設に心理療法担当職員を配置し(平成24年度)、虐待を受けた児童等に対する心理療法を実施。 (平成26年度予算95,856,767千円の内数) | 厚生労働省 |
| (2) 担当職員の能力の向上 | | | | | |
| ① 被害児童の心情に配慮した聴取技法の普及 | 警察庁 | 被害児童の心情や特性を理解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について都道府県警察への普及を図る。 | ○被害児童からの客観的聴取技法に関する研究等 | ・都道府県警察の被害児童支援担当者等を対象とした全国規模の研修として「少年保護対策専科」を開催。平成25年度は6月に実施し、被害児童支援の知識及び被害児童の心情に配慮した聴取技法の向上を推進。 ・都道府県警察の福祉犯捜査担当者等を対象とした全国規模の研修として「児童ポルノ事犯専科」を開催しており、平成25年度は1月に実施し、被害児童の心情や特性を理解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法に関する講義を実施。 | 警察庁 |
| ② 被害児童の支援担当者への教養の充実 | 警察庁 | 警察庁において、都道府県警察の被害児童支援担当者の能力向上を図るため、カウンセリングの実施方法、事案発生時の的確な対処方法、被害からの立ち直り支援方策等児童ポルノ事犯等の特性を踏まえた被害児童支援について教養を充実させる。 | ○被害児童支援の在り方の検討及び被害児童支援担当者の能力向上 | ・都道府県警察の被害児童支援担当者等を対象とした全国規模の研修として「少年保護対策専科」を開催。平成25年度は6月に実施し、被害児童の心情や特性を理解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童の心情に配慮した聴取技法の向上を推進。 | 警察庁 |
| ③ 性的被害児童等に対するケアに関する研修の実施 | 厚生労働省 | 子どもの虹情報研修センターにおいて、児童相談所職員等を対象に性的虐待への対応について研修を実施する。 | ○性的虐待に関する調査・研究及び研修の実施 | ・平成25年度は、子どもの虹情報研修センターにおいて、「子どもの危機的状況」をテーマとする研修(5月)を実施。引き続き、平成26年度開催の研修においても性的虐待を盛り込んでいく予定。 | 厚生労働省 |

| 項目 | 関係省庁 | 取組内容 | 施策名等 | 実施状況(予算要求を含む。) | 実施府省庁 |
|----------------------------|-------|---|---------------------|--|-------|
| ④ 性的被害児童等に対する心のケアに関する対応の充実 | 文部科学省 | 性的被害を受けた児童等について、教職員が健康観察や健康相談を通して早期発見・早期対応を行った事例を掲載した指導参考資料を作成するとともに、管理職や養護教諭、学級担任及びスクールカウンセラー等を対象としたシンポジウムや研修会等を開催し、性的被害を含めた心的外傷後ストレス障害(PTSD)への適切な対応など、子どもの心のケアの充実を図る。 | ○児童生徒の現代的健康課題への対応事業 | <p>・健康相談・保健指導の基本的な考え方、心身の健康問題や背景の把握方法、保健指導内容、子どもや保護者への基本的な対応方法等について記述した指導参考資料を平成23年8月全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に約8万2千部を配布。また、健康教育に関する指導者養成研修において、本冊子を活用し演習等を実施。</p> <p>・平成25年12月、東京都において、子どもの心のケアの充実を目的に、管理職、養護教諭をはじめとする教職員、スクールカウンセラー等、約500名を集め、子どもの心のケアシンポジウムを開催。 (平成26年度予算案額40,793千円の内数)</p> | 文部科学省 |

| 項目 | 関係省庁 | 取組内容 | 施策名等 | 実施状況(予算要求を含む。) | 実施府省庁 |
|-----------------------|------|--|---|---|-------|
| 5 児童ポルノ事犯の取締りの強化 | | | | | |
| ① 悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙 | 警察庁 | サイバートロールを推進し、インターネット・ホットラインセンター及び匿名通報ダイヤルからの各種情報の積極的な活用を図り、都道府県警察間の合・共同捜査を積極的に推進するなどして、引き続き低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯やファイル共有ソフト利用事犯等に重点を置いた捜査を強化し、悪質な児童ポルノ事犯の検挙の徹底を図る。 | ○悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙 ○都道府県警察による児童ポルノ事犯一斉取締り等による効果的な取締りの推進 | ・インターネット・ホットラインセンターから通報される違法・有害情報に対する効率的な捜査活動を推進するため、全国協働捜査方式を実施。 ・低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯など悪質な事犯に対する取締りを強化。 ・平成25年6月、動画共有サイト等を通じて形成された児童ポルノ愛好者グループ内で児童ポルノを提供していたメンバーを検挙(神奈川・岡山) ・平成25年9月に39都道府県で、ファイル共有ソフトを利用した児童ポルノ事犯の一斉取締りを実施 ・平成25年中に送致した児童ポルノ事件の件数は1,644件(前年比3.0%増加)であり過去最多を記録。 ・ファイル共有ソフトネットワークについて、P2P観測システムにより、継続的に観測するなど、取締りを推進。 | 警察庁 |
| ② 悪質な関連事業者に対する責任追及の強化 | 警察庁 | 児童ポルノの提供等に加担しているサイト管理者、サーバー管理者といった悪質な関連事業者について、当該関連事業者に対する指導・警告を徹底し、風営適正化法に基づき当該サーバー管理者等に対して勧告を行うほか、刑事責任の追及を図るなど、悪質な関連事業者に対する責任追及を強化する。 | ○悪質な関連事業者に対する責任追及の強化 | ・平成23年7月、都道府県警察に到達した「情勢の変化に対応したインターネット利用児童ポルノ事犯の取締り等の強化について」に基づき、引き続き、悪質な児童ポルノ事犯に対する取締りの強化及びインターネット利用事犯に係る悪質なサイト管理者等の関連事業者に対する刑事責任の追及等を推進。 ・平成25年5月、児童ポルノ/DVD販売サイトと契約していたサーバー管理会社に対し、違法情報の送信を防止する措置を講じるよう依頼、当該サイトは削除(埼玉) ・平成26年2月、児童ポルノ画像の送受信に利用されていた画像交換アプリに関して、同アプリ運営会社に対し、違法・有害情報等の排除等の措置を講じるよう指導(和歌山) | 警察庁 |
| ③ 児童ポルノ関連事犯に対する厳正な対応 | 法務省 | 児童ポルノ関連事犯に対しては、国外犯規定を含め、児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努める。 | ○児童ポルノ関連事犯に対する厳正な科刑の実現 | ・検察では、平成25年5月に策定された「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、引き続き児童ポルノ関連事犯に対して、厳正な科刑の実現に向けて児童買春・児童ポルノ禁止法等を積極的に適用。 | 法務省 |
| ④ 児童ポルノ事犯に関する捜査能力等の向上 | 警察庁 | 警察庁において、平成22年以降、検挙件数が急増し、かつ、使用されるソフトが多様化しているファイル共有ソフト利用事犯を含む児童ポルノ事犯に対する捜査能力の向上を図るため、引き続き児童ポルノ事犯捜査に特化した教養を実施するほか、児童ポルノ事犯の分析や捜査のために必要な資機材の整備等を行う。 | ○ファイル共有ソフト利用事犯に関する講習会等の実施 ○児童ポルノ事犯捜査に特化した専科教養の実施 ○捜査用資機材の整備 | ・平成25年5月～6月にファイル共有ソフト実践捜査に関するブロック別講習会を開催し、ファイル共有ソフト利用事犯に対する捜査能力の向上を推進。このほか、児童ポルノ事犯捜査共助責任者会議、少年警察実践塾を開催し、合・共同捜査体制の強化や捜査技能の向上を推進。 ・平成26年1月、各都道府県警察の少年担当部門において福祉犯捜査に従事する幹部警察官を対象として児童ポルノ事犯専科を実施し、児童ポルノ事犯の捜査に必要な専門的知識及び技能の習得を推進。 ・ビデオカメラ等の捜査用資機材の整備に関する予算を確保し、都道府県警察における資機材の整備を推進。 | 警察庁 |
| ⑤ 検察官に対する研修の実施 | 法務省 | 検察官に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、児童に対する配慮等に関する講義を実施するなどして、児童ポルノ事犯に関する知識の取得に努める。 | ○各種研修の実施 | ・検察官に対し、経験年数に応じて実施する各種研修の中で、検察実務における児童及び女性に対する配慮等に関する講義を実施。 | 法務省 |

| 項目 | 関係省庁 | 取組内容 | 施策名等 | 実施状況(予算要求を含む。) | 実施府省庁 |
|------------------------------------|---------------------------------|---|---|---|--------------------------|
| 6 諸外国との協力体制の構築と国際連携の強化等 | | | | | |
| ① 「オンラインの児童の性的搾取に対する世界的連携」への積極的な参画 | 内閣府 警察庁 法務省 外務省 | 平成24年12月、我が国を含む28か国の司法・内務大臣等が参加して「オンラインの児童の性的搾取に対する世界的連携の設立のための関係会合」が開催されたところ、この取組に積極的に参画し、世界各国との情報交換を促進するなどして国際的な連携を強化する。 | ○報告書の作成 | ・「オンラインの児童の性的搾取に対する世界的連携」の参加国として、日本における取組結果及び取組事項を取りまとめ、報告書を作成。 | 内閣府 警察庁 法務省 外務省 |
| | | | ○英語版ホームページの新設 | ・平成25年10月から、警察庁ホームページ「NO!!児童ポルノ」に英語版のページを新設し、関係各国・機関等への情報発信を実施。 | 警察庁 |
| ② 外国捜査機関等との連携の強化 | 外務省 警察庁 法務省 外務省 内閣府 | 国際刑事警察機構(ICPO)、G8ローマ・リヨン・グループ等の国際的な取組への積極的な参加や、平成14年から実施している東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議の拡充等を通じて、外国捜査機関等との情報交換や国際捜査協力のための調整を行うとともに、連携態勢の強化を図る。 | ○ICPO国際児童ポルノデータベースへの参画 ○国際会議への参加等による連携強化の推進 ○東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取犯罪捜査官会議の開催 | ・平成23年3月に整備したICPO国際児童ポルノデータベース用端末について、講師を招いて操作講習会を実施し、同端末を通じた参加国間における情報共有を推進。 ・平成25年4月、オランダ国家警察・最高検察庁主催の「新世代：児童虐待画像対策に係る革新的アプローチ」児童ポルノ対策に関する国際会議に児童ポルノ対策官が出席。 ・平成25年6月、ICPO事務総局等との情報交換のため、児童ポルノ対策官がフランスへ出張。 ・平成25年10月、英国国家犯罪対策庁主催の「国際的な児童の性的搾取の防止に関するシンポジウム」に警察庁少年課員が出席。 ・平成25年11月、東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取犯罪捜査官会議を開催し、日本における児童ポルノの現状や警察等の取組を出席者に紹介するとともに、外国捜査機関等との情報交換や連携態勢の強化を推進。 | 警察庁 |
| ③ 児童ポルノに関わる規制についての検討に資するための調査 | 警察庁 外務省 法務省 内閣府 | 児童ポルノに関わる規制についての検討に資するよう、引き続き、我が国における児童ポルノ事犯の実態を調査するほか、G8を中心とした諸外国における児童ポルノ関連法規制について在外公館を通じて調査を行ってきているところ、法規制に関する動向等についての調査を継続し、定期的に結果を取りまとめる。 | ○諸外国の児童ポルノ関連法規制についての調査 | ・平成26年3月、G8各国及びEU等における国内法制上の「児童ポルノ」の定義等に関する調査を実施。 | 外務省 |
| | | | ○児童ポルノ事犯の実態に関する調査の実施 | ・平成26年3月、平成25年中の児童ポルノ事犯の検挙状況について取りまとめ。 | 警察庁 |